

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

日南の豊かな森林の恵みを活かしたまちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、日南町

### 3 地域再生計画の区域

鳥取県日野郡日南町の全域

### 4 地域再生計画の目標

日南町は中国山地のほぼ中央に位置し、鳥取県の南西部にあり、西は島根県安来市と奥出雲町、南は岡山県新見市、南西部は広島県庄原市と3県に接し、山陰・山陽を結ぶJR 伯備線の要路となっている。南部は中国山地の背梁線である1,000m級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野台地が広がっている。県3大河川のひとつ日野川は、本町に源流を発し町の中央部を流れ、谷間から大小の河川がこれに合流している。これらの河川の流域を中心に田園が広がり、標高280mから600mの間に大部分の集落と耕地が集っている。

土地利用に関しては、農用地13.5km<sup>2</sup>、森林304.7km<sup>2</sup>と森林が日南町の総面積340.9km<sup>2</sup>の約9割を占めている。民有林面積は29,124haで、そのうち、スギを主体とした人工林面積は18,301ha、人工林率は63%となり県全体54%を上回っている。標準伐期齢以上の人工林は11,442ha、蓄積は430万m<sup>3</sup>あり、この「日南の豊かな森林の恵み」をいかに有効に活用していくかが、林業・木材産業を主産業として地域経済を活性化する鍵となっている。

しかしながら、人工林資源が利用可能な段階を迎えつつあるものの、路網整備の遅れや所有形態が小規模かつ分散化していることから生産性が低く、また、木材価格の低迷等による森林所有者の林業への関心の低下により、間伐等の十分な手入れが行き届かない森林が顕在化している。

このため、日南町の林業・木材産業が経済主産業として飛躍することを目指すとともに、これらの産業の再生を通じて森林の適正な整備、保全を促進することとし、県と日南町が連携して以下のことに取り組んでいるところである。

- ① 施業の集約化や路網、機械整備による低コスト林業の推進と木材供給の推進
- ② 森林づくりを支える担い手の確保、育成や低コスト林業推進の中核的存在

となる林業事業体の育成、強化

- ③ 木材搬出、流通コストの削減や品質・性能の確かな製品の開発、供給等の推進
- ④ とっとり共生の森や森林環境保全税、FSC 認証取得やオフセット・クレジット制度等を活用して森林づくりに対する町民意識の醸成

日南町の交通網は、町の中央部を横断する形で国道 183 号が入っており、そこから葉脈状に主要地方道が延び、これらと一般県道、ふるさと農道、町道、森林基幹道が連絡している。これらの交通網に更なる枝線となる林道、作業道を高密度に配置することによる低コスト林業を推進している。また、日南町は平成 20 年に町内の木材団地を移転して木材市場、木材(LVL)建築加工工場、チップ工場などの林業施設を集約化させることで木材搬出、流通コストの削減を図るとともに木材の安定的な供給を推進してきている。

鳥取県と日南町は平成 17 年 7 月に共同して地域再生計画を作成し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 ヶ年で林道と町道を整備し、林道を整備することで森林区域から林業施設までの搬出が可能となり、利用区域内の森林整備面積が 10%増加した。また、町道の整備により新木材団地へのアクセスが容易となり移動時間の短縮に繋がった。これらの波及効果により町内の素材生産量が地域再生計画期間 5 ヶ年ほどで 4.3 万 m<sup>3</sup>から 7.0 万 m<sup>3</sup>へと飛躍的に増加する成果が得られた。

町内の素材生産量は前述の地域再生計画後も増加しており、更なる生産量の増加が期待される中、新規に地域再生計画を作成して、林道の整備と町道の整備により森林整備面積の増加と新木材団地へのアクセス道の整備を図ることとする。

前回地域再生計画(H18～H22)と新規地域再生計画(H27～H31)により、地域の豊かな森林資源を有効活用することにより幅広い雇用が生まれ、地域の経済活動が活発となる。持続する森林を再生することで、更なる地域経済を活発化して林業・木材産業を一大産業化して「森林」が生活の糧となることを目標としたい。

(目標 1) 森林整備の促進 【前回地域再生計画期間内の森林整備実績より森林施業面積の 10%増加】

現況 (平成 18～22 年度) 200ha→目標(平成 27～31 年度)220ha

- ・ 前回地域再生計画期間の森林整備面積 (実績) 200ha/5 年間
- ・ 新規地域再生計画期間の森林整備面積 (計画) 220ha/5 年間

(目標 2) 林道内方線及び町道内方線の整備による森林区域から林業施設 (町内木材団地) へのアクセス時間の短縮 【10 分短縮】

現況（平成 26 年度）40 分 → 目標（平成 31 年度）30 分  
（目標 3）林道内方線及び町道内方線の整備によるアクセス不便地区から森林区域へのアクセス時間の短縮 【8 分短縮】

現況（平成 26 年度）20 分 → 目標（平成 31 年度）12 分

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

日南町の西部は有数な林業地帯で、現在は森林基幹道船通山線と接続する森林基幹道窓山線を平成 8 年度から整備してきているが、上萩山地区から多里地区間は前回地域再生計画（道整備交付金）も活用されて整備済みである。新屋地区は農山漁村地域整備交付金事業を活用して整備中である。しかしながら多里地区から新屋地区間は基盤整備が遅れており森林資源の活用が有効になされていない状況にある。

多里地区の森林所有者は、以前は地元管理の森林作業道を活用して森林区域へ進入していたが、現在は地元による維持管理も困難な中、作業道のほとんどの区間が路面浸食を受けているため森林区域への進入ができず、間伐材の搬出が困難な状況にある。これにより、多里地区の森林所有者は森林施業をするには遠回りとなる上萩山地区からの進入を余儀なくされている。

また、多里地区と新屋地区間には公社造林地があり、平成 36 年から大径材の伐採搬出が計画されていることから森林基幹道窓山線多里工区の整備延伸が望まれている。

このため、林道窓山線多里地区側の森林整備を促進し、森林区域に存在する豊富な人工林資源を有効に活用するために、森林基幹道窓山線多里工区の基盤整備を推進する必要がある。併せて、林道と町道を整備して森林区域から林業施設へのアクセス並びにアクセス不便地区から森林区域へのアクセス改善を図ることとする。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了しないし予定している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

#### ・町道

町道内方線・・・道路法に規定する町道に認定済み。（昭和 56 年 3 月 23 日）

なお、整備区間には町道延伸区間が含まれており、延伸区間については整備完了後に認定予定。(平成32年3月予定)

・林道

森林基幹道窓山線・・・森林法による日野川地域森林計画書（平成22年策定）に路線を記載済み。

林道内方線・・・森林法による日野川地域森林計画書（平成26年策定）に路線記載済み。

[施設の種類の種類]

・町道

・林道

[事業主体]

日南町

鳥取県及び日南町

[事業区域]

・日南町

[事業期間]

・町道

・林道

平成28年度～平成31年度

平成27年度～平成31年度

[整備量及び事業費]

・町道 400m、林道 2,825m

・総事業費 830,000 千円（うち交付金 415,000 千円）

町道 90,000 千円（うち交付金 45,000 千円）

林道 740,000 千円（うち交付金 370,000 千円）

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「日南の豊かな森林の恵みを活かしたまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 農山漁村地域整備交付金事業

内 容 林道窓山地区新屋地区の森林整備の促進を図るために森林基幹道窓山線新屋工区の整備を行う。(総務省支援事業)

実施主体 鳥取県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 造林事業

内 容 一定の要件を満たす森林の整備（植栽、下刈、雪起こし、間伐、枝打ち、作業道整備など）に要する経費の助成を行う。（農林水産省支援事業）

実施主体 森林所有者、森林組合、林業事業者ほか

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(3) 間伐材搬出等事業

内 容 森林所有者、森林組合、素材生産業者等が間伐を行った間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷または販売した間伐材に対して搬出に要する経費の助成を行う。（鳥取県支援事業）

実施主体 森林所有者、森林組合、素材生産業者ほか

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に鳥取県及び日南町が必要な調査等を行い状況の把握する。

事業評価の際は、目標達成状況及び事業効果について、共同で評価する。

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

評価の時期は目標年度の翌年の平成 32 年度とし、中間の平成 29 年度においても、その達成状況を確認する。

	H18～H22年 基準年	H27～H29年 中間目標	H27～H31年 最終目標
目標 1 森林施業面積の増加	200ha/5年間	210ha/3年間	220ha/5年間
目標 2 森林区域から林業施設へのアクセス時間の短縮	40分	—	30分
目標 3 アクセス不便地区から森林区域へのアクセス時間の短縮	20分	—	18分

(指標とする数値の収集方法)

森林施業面積の増加	鳥取県の森林環境保全整備事業データより
アクセス時間の短縮	鳥取県の調査データにより

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

6-1 で評価した内容を鳥取県及び日南町のホームページにより公表する。

- 7 構造改革特別区域計画に関する事項  
該当なし
  
- 8 中心市街地活性化基本計画に関する事項  
該当なし
  
- 9 産業集積形成等基本計画に関する事項  
該当なし